



高幡消防組合告示第 8 号

令和5年度高幡消防組合人事行政の運営等の状況

高幡消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年高幡消防組合条例第 10 号)の規定に基づき、高幡消防組合の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。一部は、令和 5 年 4 月 1 日現在の状況です。

令和 6 年 7 月 8 日

高幡消防組合長 池田 洋光



1 職員の任命および職員数に関する状況

(1)職員採用の状況

令和 5 年度は、職員を 2 名採用

(2)職員の退職の状況

令和 5 年度は 4 名が退職(再任用職員含む)

(3)職員に関する状況

各年 4 月 1 日現在の職員数の状況は、次のとおりです。

部門	区分	職員数(人)		対前年 増減数
		令和 5 年度	令和 6 年度	
一般行政	消防	138	137	1
	(定数)	(140)	(140)	0

派遣職員数(人)	
令和 5 年度	令和 6 年度
2	1

※高幡消防組合職員定数条例に基づき、高知県消防防災航空隊派遣職員、須崎市派遣職員及び消防学校初任科生を定数外としています。職員の定数は 140 人になっております。職員数には再任用職員が含まれ、会計年度任用職員が含まれていません。

(4)年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)

区分	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	計
職員数(人)	2	22	55	27	28	3	137

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法(以下「法」といいます。)第23条の2、第23条の3において、職員の執務については、任命権者は、定期的に人事評価を行い、その結果に応じた措置を講じなければならないとされています。

高幡消防組合は、職員の勤務業績や職務に関する能力を総合的に評価し、評価結果を昇給、昇任、昇格、人事異動等の人事管理に活用し、人材育成、適材適所の人事配置および組織の活性化を図っています。

3 職員の給与の状況

(1)人件費の状況(普通会計決算)

(金額 千円)

区分	歳出額 A	左のうち 人件費 B	人件費率 B/A(%)	令和4年度の 人件費率(%)
令和5年度	1,413,042	1,122,270	79.4	78.6

※人件費には、特別職(議会議員、監査委員)の報酬等を含みます。

(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

(金額 千円)

区分	職員数 A(人)	給料	職員手当	計 B	1人当たり 給与費 B/A	令和4年 度の1人 当たりの 給与費
令和 5年度	138	499,083	436,335	935,418	6,778	6,611

(3)職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

(金額 千円)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
全職員	38	288	379

(4) 職員(消防職・一般行政職)の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		高幡消防組合(円)	国(円)
消防職	大学卒	180,300	
	高校卒	154,600	

(5) 職員の級別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容		職員数 (人)	構成比 (%)	備考
	消防職	一般行政職			
1級	消防士	主事	22	16.1	
2級	消防副士長	主査	23	16.8	
3級	消防士長	主幹	26	19.0	
4級	消防司令補	主監・係長	51	37.2	
5級	消防司令	課長補佐	10	7.3	
6級	消防司令長	課長	4	2.9	
	消防監		1	0.7	
7級		部長			
合計			137	100	

(6) 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当

高幡消防組合	国
令和5年度支給率	令和5年度支給率
期末手当 2.45 月分(本部・須崎)	期末手当 2.45 月分
勤勉手当 2.05 月分(本部・須崎)	勤勉手当 2.05 月分
期末手当 2.45 月分(四万十・西)	
勤勉手当 1.97 月分(四万十・西)	
期末手当 2.45 月分(中土佐)	
勤勉手当 2.05 月分(中土佐)	
期末手当 2.45 月分(津野山:梶原)	
勤勉手当 1.99 月分(津野山:梶原)	
期末手当 2.45 月分(津野山:津野)	
勤勉手当 1.99 月分(津野山:津野)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

高幡消防組合			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.67月分	24.59月分	勤続20年	19.67月分	24.59月分
勤続25年	28.04月分	33.27月分	勤続25年	28.04月分	33.27月分
勤続35年	39.76月分	47.71月分	勤続35年	39.76月分	47.71月分
最高限度額	47.71月分	47.71月分	最高限度額	47.71月分	47.71月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2~20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 3~45%加算	

ウ 特殊勤務手当

支給実績(令和5年度決算)		30,093 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		218 千円
手当の種類	支給要件	支給額
消防業務手当	午前8時30分から午後5時15分まで従事 ただし、3時間30分以上勤務した者	勤務1回につき 200円
	午後5時15分から翌日の午前8時30分まで従事 ただし、22時30分から翌日5時までを含み3時間 30分以上勤務した者	勤務1回につき 1,000円
救急救命士手当	午前8時30分から午後5時15分まで従事 ただし、3時間30分以上勤務した者	勤務1回につき 250円
	午後5時15分から翌日の午前8時30分まで従事 ただし、22時30分から翌日5時までを含み3時間 30分以上勤務した者	勤務1回につき 250円
潜水土手当	潜水業務及び潜水訓練 訓練は1日2回を上限とする。	1回につき 780円
高所作業手当	緊急出動時 地上又は水上7m以上	1回につき 220円
	1時間以上の組合長が認める消防訓練 地上又は水上7m以上	1日につき 220円
	緊急出動時 地上又は水上20m以上	1回につき 320円
	1時間以上の組合長が認める消防訓練 地上又は水上20m以上	1日につき 320円
	緊急出動時 地上又は水上30m以上	1回につき 520円

高所作業手当	1 時間以上の組合長が認める消防訓練 地上又は水上 30m以上	1 日につき 520 円
出動手当	1 回の緊急出動した時 ※救急救命士が特定行為をした場合 200 円を上限に加算する。	隊員 1 回につき 300 円 機関員及び責任者 1 回につき 500 円
	救急出動時間から医療機関収容までの時間が 1 時 間以上の場合(距離加算)	1 時間以上 3 時間 未満 100 円
		3 時間以上 300 円
夜間特殊業務 手当 (通信・受付業 務)のみ支給	その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合	1,100 円
	その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合	730 円
	その勤務時間が 2 時間に満たない場合	410 円
防疫手当	新型コロナウイルス感染症の傷病者又はその疑いの ある者に接して行う作業(PCR 検査等を必要とする)	3,000 円
	上記の傷病者等の身体に直接接触して行う作業又 は長時間におよぶ搬送作業	4,000 円

エ 超過勤務手当

支給実績(令和 5 年度決算)	100,552 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和 5 年度決算千円)	729 千円
支給実績(令和 4 年度決算)	99,236 千円
支給職員1人 当たり平均支給年額(令和 4 年度決算千円)	719 千円

オ その他の手当(令和 5 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に支給 消防長 50,000 円	俸給の特別調整額として 官職と金額を定めて支給
	消防次長 40,000 円	
	本部課長 40,000 円	

管理職手当	須崎消防署長	40,000 円	俸給の特別調整額として 官職と金額を定めて支給
	四万十清流消防署長	42,400 円	
	四万十清流消防副署長	38,100 円	
	四万十清流消防署西分署長	38,100 円	
	中土佐分署長	32,000 円	
	津野山分署長(津野)	30,000 円	
	津野山分署長(梶原)	30,000 円	
	津野山副分署長(津野)	25,000 円	
	津野山副分署長(梶原)	20,000 円	
	扶養手当	構成市町に準ずる	
住居手当	構成市町に準ずる	同じ	
通勤手当	構成市町に準ずる	同じ	
休日給	祝日および年末年始の休日の正規の勤務時間中に勤務した交替制勤務職員に支給	勤務した全時間に支給	
児童手当	構成市町に準ずる	同じ	

(7)会計年度任用職員の給与の状況(令和5年4月1日現在)

報 酬	
号給	月額(円)
1-9号	143,522 円

区分	期末手当の額
6月期	120/100
12月期	125/100

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間及び勤務条件の状況

勤務種別	勤務時間	休憩時間	備考
毎日勤務	8時30分～17時15分	1時間	
隔日勤務	8時30分～翌日の8時30分	1.5時間	仮眠時間 7時間00分

5 職員の休業に関する状況

休暇の種類		付与日数および期間
年次休暇		1年につき20日、前年からの繰越分を含めると最高40日
病気 休暇	公務上の負傷または疾病	必要と認められる期間
	その他私傷病	90日以内 (会計年度任用職員は、最大10日)
特別 休暇	公民権行使のための休暇	必要と認められる期間
	証人等出頭のための休暇	必要と認められる期間
	骨髄液提供のための休暇	必要と認められる期間
	ボランティア休暇	1年において5日以内
	結婚休暇	連続する7日以内の期間
	産前休暇	出産日までの申出た期間
	産後休暇	出産の翌日から8週間まで
	授乳のための休暇	1日2回それぞれ30分以内
	配偶者の出産に伴う休暇	3日以内
	配偶者等の疾病等に伴う看護休暇	5日以内
	子の看護休暇	1年において5日以内
	要介護者の看護休暇	1年において5日以内
	忌引休暇	続柄に応じて1日から7日
	父母追悼のための休暇	最小限必要と認められる期間 (父母の死亡後15年以内)
	災害復旧のための休暇	7日の範囲内の期間
	災害事故に伴う休暇	必要と認められる期間
	危険回避のための休暇	必要と認められる期間
	能率増進計画の実施休暇	必要と認められる期間 (夏季休暇5日以内)
女性の生理休暇	必要と認められる期間	
妊産婦女性の健康診査休暇	必要と認められる期間	

	妊娠中女性の通勤緩和	1 日を通じて 1 時間を超えない範囲に必要な時間
	その他特に必要と認める場合	その都度必要と認められる期間及び時間
介護休暇		2 週間以上の通算 6 ヶ月以内の期間において必要と認められる期間
介護時間		始業または終業から連続する 2 時間以内(最長 1 日 2 時間)

(3) 年次休暇の取得状況

令和 5 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの職員の年次休暇の平均取得日数は 14.7 日でした。

6 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことです。

降任、免職、休職、降給の処分があります。

分限処分状況(令和 5 年度)

降任	免職	休職	降給
0 人	0 人	0 人	0 人

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分のことです。

戒告、減給、停職、免職の処分があります。

懲戒処分状況(令和 5 年度)

戒告	減給	停職	免職
1 人	0 人	0 人	0 人

7 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

法第 30 条は、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定しています。

この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、職員には、以下のようなサービス上の強い規制がかけられています。

- ・法令等および上司の職務上の命令に従う義務(法第 32 条)

- ・信用失墜行為の禁止(法第 33 条)
- ・秘密を守る義務(法第 34 条)
- ・職務に専念する義務(法第 35 条)
- ・政治的行為の制限(法第 36 条)
- ・争議行為等の禁止(法第 37 条)
- ・営利企業等の従事制限(法第 38 条)

(2) 職務専念義務免除の状況

職員は、法律または条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間および職務上の注意力のすべてを職責遂行のために用いなければなりません。(法第 35 条)

職務に専念する義務の特例に関する条例で、研修を受ける場合や厚生に関する計画の実施に参加する場合など、任命権者の承認を得た上で、職務専念義務の免除を限定的に定めています。

8 職員の退職管理の状況

再任用職員(須崎消防署)2名

9 職員の研修の状況

(1) 研修状況

職員には、その勤務能率の発揮および増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないとされています。(法第 39 条)

教育内容	研修場所	人数
救急救命士新規養成者資格取得研修(東京)	救急救命研修所	2
指導救命士新規養成者研修(九州)	救急救命研修所	1
消防職員総合教育(上級幹部科)	消防大学校	1
消防職員専科教育(火災調査科)	消防大学校	1
消防職員初任科教育	高知県消防学校	2
消防職員専科教育(救急科)	高知県消防学校	2
消防職員専科教育(警防科)	高知県消防学校	4
消防職員専科教育(幹部科)	高知県消防学校	3
消防職員専科教育(救助科)	高知県消防学校	4
消防職員専科教育(予防査察科)	高知県消防学校	4
消防職員特別教育(火災性状:体験)	高知県消防学校	3
消防職員特別教育(火災性状:指導者)	高知県消防学校	2
消防職員特別教育(若年層)	高知県消防学校	4

地域防災指導者育成研修	高知県消防学校	4
第二級陸上特殊無線技士資格取得講習	高知県消防学校	2
第二級小型船舶操縦士資格免許更新講習	宇佐マリン	3
こうち人づくり連合各種研修	高知県自治会館	46

10 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生状況

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとされています。(法第 42 条)

高幡消防組合は、健康診断などの福利厚生事業を実施している。

(2) 共済制度の状況

職員の共済制度は、法第 43 条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し実施する団体は、高知県市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気、ケガ、出産、死亡などに対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職、傷害、死亡に対して年金または一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付などの「福祉事業」の 3 つの事業を行っています。

共済制度を実施する共済組合を運営する財源は、職員(組合員)の掛金と地方公共団体の負担金によってまかなわれています。

令和 5 年度の高幡消防組合負担額は、次のとおりです。

負担先の名称	令和 5 年度負担金
高知県市町村共済組合	178,959 千円

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害または通勤による災害を受けた場合に地方公務員災害補償基金という法人が、その災害によって生じた損害を補償する制度です。

令和 5 年度の認定件数は、次のとおりです。

区分	認定件数
公務災害	2 件
通勤災害	0 件